



鳥取県公報

平成 28 年 10 月 21 日(金)
号外第 96 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 調達公告 総合評価制限付一般競争入札の実施（文化政策課）・・・・・・・・・・ 2

調 達 公 告

総合評価制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う総合評価一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立倉吉未来中心音響設備改修業務 一式

(2) 調達案件の内容

本業務は、倉吉未来中心大ホール及び小ホールの舞台音響設備を改修整備するものであり、次に掲げる設計等業務及び工事を内容とする業務である。

ア 実施設計及び工事監理業務

イ アの設計に基づく工事

(3) 調達案件の仕様

鳥取県立倉吉未来中心音響設備改修業務実施要項（以下「実施要項」という。）及び鳥取県立倉吉未来中心音響設備改修業務要求水準書（以下「業務要求水準書」という。）による。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から落札者が本業務に関する技術提案内容を記載した第2次審査資料（以下「技術提案書」という。）により示した業務期間の末日（平成30年8月31日以前の日とする。）までとする。ただし、実施設計業務については、契約締結の翌日から平成29年6月29日までとする。

(5) 履行場所等

ア 履行場所

倉吉市駄経寺町212-5

イ 施設名

鳥取県立倉吉未来中心

(6) 予定価格

313,972,200円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(7) 業務の実施形態

ア 本業務は、(2)に掲げる設計等業務及び工事を一括して発注する設計・施工一括発注方式によるものである。

イ 本業務は、入札時に設計の考え方及び舞台音響設備等の提案を受け、入札価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式によるものである。

2 競争入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 入札参加希望者の条件

本業務の入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、1の(2)のア及びイに掲げる設計等業務及び工事（以下「業務等」という。）を実施することを予定する複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）若しくは単独企業であること。

(2) 応募グループの組み合わせ等

ア 応募グループを結成する者は、応募グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の中から応募手続及び入札手続を代表して行う構成員（以下「代表構成員」という。）を定めること。

イ 応募グループは、応募に当たり、構成員のそれぞれが、1の(2)のア及びイのいずれの業務等に携わるかを明らかにすること。

ウ 構成員の変更

(ア) 技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間における変更は、認めない。

(イ) (ア)に掲げる変更以外の変更は、県と協議するものとし、県が、その事情を検討し、その可否を決定する。

エ 構成員のいずれかが、この入札において他の構成員でないこと。

(3) 入札参加希望者に共通の資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成28年10月21日(金)から平成29年2月16日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱(平成20年5月1日付第200700191955号鳥取県県土整備部長通知)に基づく資格停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成28年10月21日(金)から平成29年2月16日(木)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われている者(申立て後、改めて競争入札参加資格の再認定を受けている者を除く。)でないこと。

エ 実施要項20の(2)に掲げる鳥取県立倉吉未来中心音響設備改修業務事業者選定委員会の委員が属する企業でないこと。

オ 入札参加希望者又は業務等の一部を再委託する場合の再委託先の建設コンサルタント(以下「協力事務所」という。)が、本件入札において他の入札参加希望者の協力事務所となっていないこと。

カ 協力事務所がアからエまでに掲げる要件を満たすこと。

(4) 設計企業に関する資格及び条件

1の(2)のイに掲げる業務を実施する者(以下「設計企業」という。)は、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 客席数500席以上の舞台音響設備を有するホールにおけるデジタル音響調整卓とそのデジタル伝送システムを含む舞台音響設備の新設又は改修工事(平成18年4月1日以降に竣工したものに限る。以下「同種工事」という。)の実設計業務(以下「同種業務」という。)を履行した実績(同種業務を受注した設計企業の協力事務所又は下請企業として舞台音響システム全体の設計を履行した実績、又は設計と施工を一括して受注し同種業務を履行した実績を含む。)を有すること。

(5) 建設企業に関する資格及び条件

1の(2)のイに掲げる工事を実施する者(以下「建設企業」という。)は、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する一般建設業又は特定建設業の許可のうち電気通信工事業に係るものを受けている者であること。

イ 平成28年鳥取県告示第665号(建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)のうち、発注工事種別の電気通信工事に係るものを有すること。

ウ 同種工事を施工した実績(同種工事を受注した建設企業の下請企業として舞台音響システム全体の工事を施工した実績又は設計と施工を一括して受注し同種工事を施工した実績を含む。)を有すること。

3 設計業務に係る技術者の配置

(1) 設計企業は、次に掲げる管理技術者及び主任担当技術者(以下「主任担当技術者等」という。)を配置すること。

ア 管理技術者

イ 電気主任担当技術者(音響設備担当)

(2) 管理技術者は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

ア 同種業務を履行した実績を有すること。

イ 次のいずれかの資格を取得後、5年以上の実務経験を有する者であること。

(ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)に規定する一級建築士(以下「一級建築士」という。)

(イ) 建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格

(以下「建築設備士」という。)

(ウ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条第5項に規定する1級電気工事施工管理技士(以下「1級電気工事施工管理技士」という。)

ウ 設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する権利義務関係であつて、入札参加表明書及び競争入札参加資格確認申請書(以下「参加表明書等」という。)提出期限の日の3月以上前から継続しているものをいう。以下同じ。)にあること。

(3) 電気主任担当技術者(音響設備担当)は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

ア 同種業務を受注した者の管理技術者又は電気主任担当技術者として同種業務を履行した実務経験があること。

イ 次のいずれかの資格を取得後、3年以上の実務経験を有する者であること。

(ア) 一級建築士

(イ) 建築設備士

(ウ) 1級電気工事施工管理技士

(4) 参加表明書等提出時点において、主任担当技術者等を決定できないことにより複数名の候補者をもって参加表明書等を提出することは差し支えない。

(5) 管理技術者及び電気主任担当技術者(音響設備担当)は、それぞれ別々の者を配置すること。

4 工事に係る技術者の配置

(1) 建設企業は、次の要件を満たす監理技術者又は主任技術者を現場施工期間中、専任で配置すること。

ア 同種工事を元請として施工した者の監理技術者、主任技術者又は現場代理人として施工管理した経験を有する者であること(建設共同企業体の構成員の技術者としての経験は、出資比率20パーセント以上の場合のものに限る。)

イ 監理技術者にあつては、電気通信工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(2) 配置予定の監理技術者又は主任技術者にあつては、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(3) 参加表明書等提出時点において、監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって参加表明書等を提出することは差し支えない。

(4) 監理技術者又は主任技術者は、工事着手から工事完成までの間、病気、死亡、退職等極めて特別なやむを得ない理由を除き、原則として変更を認めない。

なお、落札者決定後、工事実績情報システム(CORINS)等により配置予定の監理技術者又は主任技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しない場合がある。

5 工事監理業務に係る技術者の配置

(1) 設計企業は、次に掲げる管理技術者、統括責任者及び現場監督員(以下「現場監督員等」という。)を配置すること。

ア 管理技術者

イ 統括責任者

ウ 現場監督員(音響設備担当)

(2) 管理技術者は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

ア 同種業務を受注した者の管理技術者又は電気主任技術者として実施設計業務又は工事監理業務を履行した実績を有すること。

イ 次のいずれかの資格を取得後、5年以上の実務経験を有する者であること。

(ア) 一級建築士

(イ) 建築設備士

(ウ) 1級電気工事施工管理技士

ウ 設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(3) 統括責任者は次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- ア 同種業務を受注した者の管理技術者又は電気主任担当技術者として実施設計業務又は工事監理業務を履行した実績を有すること。
- イ 次のいずれかの資格を取得後、3年以上の実務経験を有する者であること。
- (ア) 一級建築士
- (イ) 建築設備士
- (ウ) 1級電気工事施工管理技士
- (4) 現場監督員（音響設備担当）は、次に掲げる要件のいずれかを満たしていること。
- ア 同種業務を受注した者の管理技術者又は電気主任担当技術者として実施設計業務又は工事監理業務を履行した実績を有すること。
- イ 次のいずれかの資格を取得後、1年以上の実務経験を有する者であること。
- (ア) 一級建築士
- (イ) 建築設備士
- (ウ) 1級電気工事施工管理技士
- (5) 3の(1)に掲げる主任担当技術者等が現場監督員等を兼任することは差し支えない。
- (6) 管理技術者は、統括責任者及び現場監督員を兼任していないこと。
- (7) 統括責任者は、現場監督員（音響設備担当）を兼任していないこと。
- (8) 現場監督員等については、工事着手時から工事完了後引渡しまでの間、病気、死亡、退職等極めて特別なやむを得ない理由を除き、原則として変更を認めない。
- 6 契約担当部局
鳥取県地域振興部文化政策課
- 7 入札手続等
- (1) 入札に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県地域振興部文化政策課（本庁舎6階）
電話 0857-26-7839
ファクシミリ 0857-26-8108
- (2) 実施要項等の交付
実施要項、業務要求水準書、鳥取県立倉吉未来中心音響設備改修業務事業者選定基準（以下「事業者選定基準」という。）及び鳥取県立倉吉未来中心音響設備改修業務参加表明書等作成要領（以下これらを総称して「実施要項等」という。）は、平成28年10月21日（金）から同年11月14日（月）までの間に鳥取県の公式ホームページ（以下「とりネット」という。）（<http://www.pref.tottori.lg.jp/260177>）から入手するものとする。ただし、これにより難い者については、平成28年10月21日（金）から同年11月14日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間に(1)の場所で直接交付するものとする。
- (3) 参加表明書の提出
- ア 提出方法
本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、鳥取県立倉吉未来中心音響設備改修業務参加表明書等作成要領に基づき参加表明書を作成し、持参すること。
- イ 提出場所
(1)に同じ。
- ウ 提出期限
平成28年11月14日（月）午後5時まで
- (4) 技術提案書の提出
- ア 提出方法
技術提案予定者は、鳥取県立倉吉未来中心音響設備改修業務技術提案書作成要領に基づき技術提案書を

作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

平成29年 1 月10日 (火) 午後 5 時まで

(5) 質問の受付及び回答

この公告による参加表明書又は技術提案書の提出に当たっての質問又は業務要求水準書に質問がある場合には、実施要項に基づき、質問書を作成し、持参又は郵便により提出すること。

なお、質問に対する回答は、とりネットに掲載するほか、実施要項で示すところにより閲覧に供する。

(6) 郵便等による入札

不可とする。

(7) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札及び開札の日時

平成29年 2 月16日 (木) 午後 1 時30分

イ 入札及び開札の場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

県庁第 6 会議室 (本庁舎地階)

8 本件入札に参加する者に要求される事項

(1) 入札に係る一切の手続は、応募グループの場合、代表構成員が行わなければならない。

(2) 入札参加希望者は、実施要項に示す入札参加表明書を 7 の(1)の場所に平成28年10月21日(金)から同年11月14日(月)までの日(休日等を除く。)の午前 8 時30分から午後 5 時までの間に持参により提出しなければならない。

(3) 入札参加希望者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札書の記載方法等

ア 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札価格」という。)に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(以下「入札見積金額」という。)に108分の8を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加したグループ(以下「入札参加グループ」という。)又は単独企業(以下「入札参加者」という。)は、入札保証金として入札見積金額の100分の8以上の額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第3項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 構成員の全て若しくは単独企業が競争入札参加資格を有し、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。)第6条第3項に規定する入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を保証する次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

なお、会計規則第112条第4項の規定、又は鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

10 落札者の決定

県は、事業者選定基準で示すところにより、入札参加者が提出した技術提案書を内容とする入札価格以外の要素と入札価格を総合的に評価する総合評価落札方式によって落札者を決定する。

11 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札参加者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は実施要項等に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

詳細は、実施要項等による。